

特別養護老人ホームハイツ・野いちご 運 営 規 程

社会福祉法人浜中福社会

特別養護老人ホームハイツ・野いちご運営規程

平成13年8月27日制定

令和6年12月12日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人浜中福祉会が開設する特別養護老人ホームハイツ・野いちご(以下「事業所」という。)が行う指定介護老人福祉施設の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員、または看護職員、栄養士、機能訓練指導員及びその他の職員(以下「従業員」という。)が介護状態等にある高齢者に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等になった利用者の快適で安全なサービス提供に心がけ、施設サービス計画に基づいた、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームハイツ・野いちご
- (2) 所在地 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、必要に応じて臨時職員を置くことができる。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)

ア 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

イ 管理者は、利用者並びに家族に対し、重要事項説明書により、施設サービスの内容を説明し、事業者が利用者に提供するサービスについて契約を行う。

- (2) 医 師 1名以上(非常勤・嘱託)

医師は、利用者の診療と健康管理及び療養上の指導等を行う。

- (3) 生活相談員 1名以上(常勤・兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用者の生活指導、教養娯楽等行事の計画、実施、及び個人別処遇の調整、その他入所・退所事務等を行う。

(4) 介護職員 20名以上(常勤・兼務)

介護職員は、利用者の日常生活上の介護、介助並びに相談助言等の支援等を行う。

(5) 看護職員 2名以上(常勤・兼務)

看護職員は、利用者の健康管理、療養上の世話及び医療関係機関との連携支援等を行う。

(6) 栄養士 1名以上(常勤・兼務)

栄養士は、利用者の食事の献立、調理指導、食品の調達と受払い、栄養指導他を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上(常勤・兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上(常勤・兼務)

介護支援専門員は、利用者の個別サービス計画の作成及び実施状況の把握、その他関係機関との連絡調整を行う。

(9) 事務職員 1名以上(常勤・兼務)

事務員は、事業所に必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、50名とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善または維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

(利用料等)

第7条 本事業所を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、介護保険料等の滞納等により、保険給付が制限されている場合は、介護報酬告示上の額を徴収することとし、利用者からサービス提供証明書を交付することとする。

2 前項の利用にかかる食費・居住費(滞在費)の利用料の額は、重要事項説明書の定めるとおりとする。

3 前1項、2項のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受け取るものとし、利用料の額は重要事項説明書の定めるとおりとする。

(1) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供に要する費用。

(2) 貴重品の管理

(3) 医療機関の受診で片道 50 km以上、且つ所要時間が3時間以上となる受診(通院・入退院・転院・入所等)は、重要事項説明書に定める燃料代等実費額。ただし、施設の責めに帰すべき事由によるものを除く。

(4) 前号の実費額は、受診者の経済状況に応じ免除することができる。

(5) 全各号に掲げるもののほか、事業の実施において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用(実費相当額)

4 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、事業所の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの内容などについて、利用申込者等の同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じたとき、その他必要な場合は速やかに主治の医師、又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第10条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的な計画をたてるとともに、非常災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(虐待の防止)

第11条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待防止のための対策検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き)

第12条 指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を

行わないものとする。

2 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症対策体制)

第13条 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該事業所における感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 当該事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 当該事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症または、食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- (4) 前項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。

(介護事故発生の防止等)

第14条 当該事業所において、事故が発生または再発することを防止するため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 事故発生した場合の対応を、次に規定する報告の方法等が記載された、事故発生の防止のための指針を整備するものとする。
 - ア 事故が発生したときまたはそれに至る危険性がある事態が生じたときに、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - イ 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(床ずれ防止対策)

第15条 「介護」又は「看護及び医学的管理の下における介護」の規定に、床ずれが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。なお、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 居宅介護支援業者等に対して、利用者並びに利用者の家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者並びに利用者の家族の同意を得るものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人浜中福祉社会事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(省 略)

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年12月1日から施行する。